

あなたに代わって、安心な生活「支える」「守る」

成年後見制度

【せいねんこうけんせいど】

まずは、ご相談ください。



あなたの笑顔が広がる、
安心な暮らしをサポートします。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった方に対して、その方の社会生活を支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所が定めて、安心して生活が送れるように支援する制度です。成年後見制度を利用すれば、多発している悪徳商法による契約も取り消すことができます。



郡山市

法定後見制度

【ほうていこうけんせいど】

判断能力に応じた

本人の判断能力の状態によって3つの援助があります。援助者として本人の親族や専門家、必要に応じてその他複数の人や法人(団体)が選任されることがあります。



重度 ↑	本人の判断能力	援助者	選ばれる方
後見	[判断能力がほとんどない] しっかりしている時がほとんどない。	成年後見人	●本人の親族 ●法律や福祉の専門家 ●その他の第三者
保佐	[判断能力が著しく不十分] 物忘れが多くなってきた。	保佐人	※成年後見人等を監督する「監督人」を選任することができます。
補助	[判断能力が不十分] 最近少し物忘れがでてきたと思う時がある。	補助人	

制度の申立てができる方

(家庭裁判所で申立てや審査を行います)

- 本人
 - 配偶者
 - 4親等内の親族
 - 市町村長
- (身寄りのない方や本人の福祉を図るため特に必要な場合)

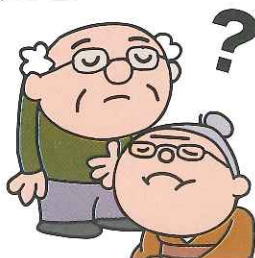
	後見人にできること	後見人にできないこと
生活・療養介護 (身上監護)	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定(更新)の手続きや介護サービスの契約締結 ●施設等の入退所に関する手続き ●治療・入院に関する病院との契約(諸手続き) 	<ul style="list-style-type: none"> ●直接介護すること ●住居を指定すること ●医療行為に同意すること
財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ●財産の管理 ●財産に関する法的な行為の代理 ●ご本人の行った法律行為の取り消し 	<ul style="list-style-type: none"> ●亡くなった後の遺産の処分など

- ※保佐人・補助人は上記内容の一部を行うことができます。
- ※日用品の購入やその他の日常生活に関する行為は、本人の意思で行うことができます。
- ※住んでいる建物の売却や賃貸などをする場合には家庭裁判所の許可が必要です。
- ※身分にかかわること「結婚・養子縁組など」は本人しかできません。

制度ご利用の流れ

ご利用するにあたってこんなことで困ったら...

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割協議をしたいとき
- 1人でするには不安がある
- 1人ではできない など



まずは、地域の相談窓口へご相談ください!

申立て (本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長)

後見 保佐 補助 の開始の申立て

申立てに必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 (申立て手数料と登録用でそれぞれ)
- 郵便切手
- 戸籍謄本・住民票
- 成年後見等に関する登記がまだされていないことの証明書
- 診断書 など



任意後見制度

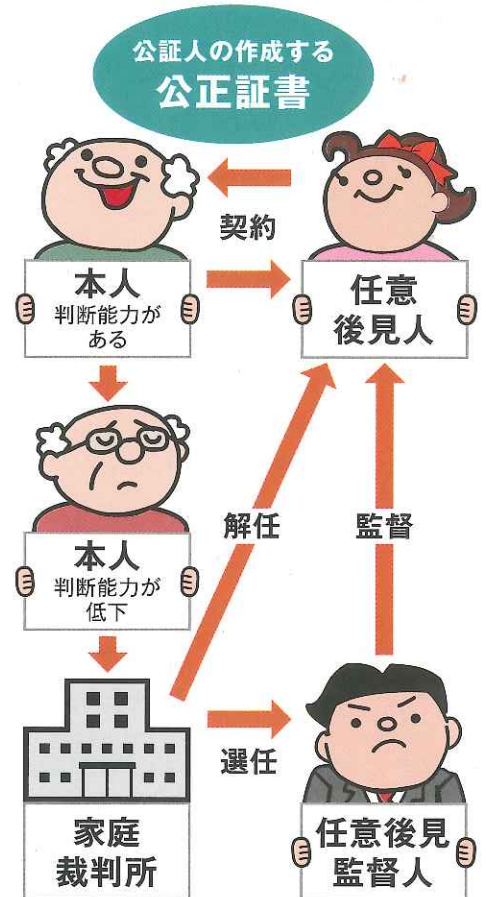
【にんいこうけんせいど】

判断能力があるうちに備える将来の安心

本人の判断能力が十分あるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見受任者)に、自分の生活や財産管理に関する法律行為について代理権を与える契約です。

任意後見制度の流れ

- 1 今は元気なので自分で決められるが、将来認知症になった時が心配だ。
※今の時点で判断能力に問題がない方のみ利用
- 2 信頼できる人(家族・友人・弁護士・司法書士等の専門家)と任意後見契約を結び、公証人役場で公正証書を作成。東京法務局にその旨が登録されます。
- 3 少し認知症がみられるようになった。
- 4 家庭裁判所に申立て
※任意後見監督人の選任をしてもらう
- 5 任意後見人が任意後見契約で定められた仕事(財産の管理など)を行います。
※家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の仕事をチェックします。



契約公正証書作成に必要な費用

- 公正証書作成基本手数料……………11,000円
- 登記嘱託手数料……………1,400円
- 登記所に納付する印紙代……………2,600円
- ※その他に、本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

審判手続き

審問
必要に応じて裁判官が直接事情を尋ねます。

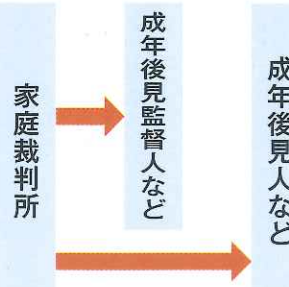
【調査】
家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。
※本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。(別途費用がかかります)



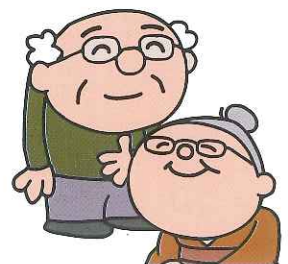
審判

監督

監督の流れ



援助



身の回りに配慮しながら財産等を管理します。